

請求することになる。このため、基本的には、市町村が製造業者等に特定家庭用機器廃棄物を引渡す場合、所定の料金を支払うこととなる。この料金については、手数料として住民から受取る方法、住民からの預金として取扱う方法などが考えられるが、どのような方法によるかは市町村に委ねられる。

また、市町村が製造業者等に特定家庭用機器廃棄物を引渡すことについては、市町村から製造業者等に対し処理の一部を委託するという考え方を探ることも可能と考える。

なお、シール制などにより排出者が既に当該料金を支払っている場合、重ねて市町村が当該料金を支払う必要がないことは言うまでもない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(不法投棄された廃家電の処理方法)

問671 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物はどのように扱えばよいのか。

答671 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を市町村が収集した場合、市町村は、製造業者等にこれを引き渡すことができる。その場合、引渡しに際し、製造業者等があらかじめ公表する再商品化等料金を支払うこととなる。また、製造業者等に引渡さず、市町村が処理することも可能だが、その場合は、環境大臣の定める方法により再生又は処分を行うこととなる。

不法投棄されたもので、既に著しく破損・腐食している等によりリサイクルが前提となる特定家庭用機器廃棄物として取扱うことが不可能になっているものについては、特定家庭用機器廃棄物として取扱う必要はない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第14節 事業者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場合

(事業者の廃家電の引渡し)

問672 事業者は排出に当たって産業廃棄物管理票を発行しなければならないのか。

答672 特定家庭用機器廃棄物を排出する事業者は、小売業者、製造業者等又は指定法人に引渡す場合に限り、産業廃棄物管理票を発行する必要はない。

それ以外の場合（産業廃棄物処理業者に委託する場合）は、産業廃棄物管理票を発行しなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(事業者の排出方法)

問673 事業者が小売業者に引渡す場合、製造業者等と処理契約を締結する必要があるのか。

答673 事業者が小売業者に特定家庭用機器廃棄物を引渡す場合は、小売業者との間で廃棄物の収集運搬の委託契約を締結する必要はなく、また、製造業者等と処理契約を締結する必要はない。小売業者はこの法律の義務として特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡しを行い、製造業者等は義務として当該特定家庭用機器廃棄物について再商品化等に必要な行為を実施することとなる。

ただし、特定家庭用機器廃棄物の排出事業者は、小売業者から交付される特定家

庭用機器廃棄物管理票の写しを一定期間保存することが必要になると考える。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(産業廃棄物処理業者への委託)

問674 今までどおり、産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うことは可能か。

答674 可能である。しかしながら、委託を受けた産業廃棄物処理業者は平成13年4月1日から適用になる新しい産業廃棄物処理基準（厚生大臣が定める方法による再生又は処分）に従い処理を行わなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第15節 廃棄物処理基準

(廃棄物処理基準)

問675 この法律の施行に併せ、廃棄物処理基準が改正されることになると聞いたが。

答675 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は平成13年4月から本格施行になる。これと時期を同じくして、廃棄物処理法に規定する廃棄物処理基準を改正し、特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物）については厚生大臣が定める方法により再生又は処分をしなければならないこととするものである。

厚生大臣が定める方法は、特定家庭用機器再商品化法により製造業者等が実施する再商品化等に必要な行為（再商品化等の量に関する基準を満たす再商品化等、再商品化等と一体に行うべき事項）と同程度の処理となるものであり、その内容は、次のとおりである。

- ①特定家庭用機器廃棄物に含まれる鉄、アルミニウム及び銅（以下「鉄等」という）について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法
- ②廃テレビジョン受信機のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス原材料を得る方法
- ③廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- ④廃エアコンディショナー又は廃電気冷蔵庫に含まれるフロン類のうち冷媒として使用されていたものを発散しないように回収する方法 (平11.10.7厚生省 法Q & A)

(回収の対象となるフロンの範囲)

問676 容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法におけるフロン回収の取扱いについて